

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月11日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「保存期間経過による廃棄のため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年2月28日付け海建用第85-2号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成26年3月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書非開示決定通知書に記載された公文書の名称等は、請求内容と異なる。
- (2) 異議申立人が請求した別紙請求内容③及び④を精査し直し、請求趣旨を改ざんすることなく、開示する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

請求文書を、別紙請求内容の③については「平成13年1月15日付、財務事務所宛に提出した和歌山県知事の同意願書」、④については「平成13年3月23日付、和歌山地方法務局宛和歌山市上三毛字東山田公図訂正申出書」と特定した。

対象公文書は保存期間（5年）経過のためすでに廃棄されていることから、「保存期間経過による廃棄のため」との理由により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は別紙請求内容③については「平成13年1月15日付、財務事務所宛に提出した和歌山県知事の同意願書」、④については「平成13年3月23日付、和歌山地方法務局宛和歌山市上三毛字東山

田公図訂正申出書」と特定したものである。

諮問第 62 号答申において、財務事務所への地図訂正同意願書、法務局への公図訂正申出書等の書類は、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への委託費支出の根拠資料として支出票とともに保管されており、平成 12 年度の公文書管理簿において、本件に関連する支出票は、平成 18 年 12 月 19 日に廃棄された旨記載されていることから、平成 12 年度の支出票及び支出票とともに保管されていた当該書類は、全て廃棄されたものと見ることが相当であるとし、保存期間経過による非開示決定は妥当と判断されている。本件においてもこの判断を覆す事情は見当たらない。

また、異議申立人は別紙請求内容と公文書非開示決定通知書に記載された公文書の名称が異なることから、実施機関が改ざんを行ったと主張しているが、実施機関は請求内容の趣旨に鑑み、具体的な公文書を上記のとおり特定しており、当審査会はその判断は相当であると考え。そして、当該特定された公文書の名称が決定通知書に記載されていることから、異議申立人の主張には理由がない。

よって、実施機関が「保存期間経過による廃棄のため」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」とおり判断する。

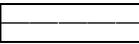
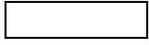
なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 26 年 3 月 19 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 4 月 18 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 5 月 8 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 31 年 1 月 23 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 11 日 平成 26 年 1 月 8 日（補正後）	<p>平成 13 年 1 月 15 日付で和歌山県知事木村良樹が財務省近畿財務局和歌山財務事務所長宛てにした地図訂正同意願いは、地図訂正の目的土地所在位置の訂正となる和歌山市上三毛字東山田、同字北原の公図に同所字東山田〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、を同所〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番に接する二線行政財産と〇〇〇番、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇及び〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、二線行政財産に箇所、〇〇〇番〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇、別字との境界線に囲まれた空白地（地番のない土地のことで以下巨大無番地という）に移動若しくは挿入させるための訂正であった。</p> <p>当該地図訂正同意願は、旧公図の地図に誤りがないため同意されなかったが、財務事務所管財課長は、当該地図訂正同意願書に添付されていない和歌山地方法務局備え付け「昭和 40 年台和歌山県作成県道敷き分筆地積測量図及び地域訴訟結果」と「現況」に基づいて、「同意できないが地図訂正を行うことについては異議無し」としたとしている。財務事務所「公図訂正は同意できないが公図訂正を行うことについては異議ありません」の根拠となった（中略）</p> <p>③当該同意願書添付の地権者の内、同意を得た承諾書以外で、同意されなかった〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇〇番〇に丸印を付した「公図訂正地権者同意状況」と記載した土地所在図の右下に</p> <p>○ = 同意取れず  = 里道  = 水路、柿色 = 県道  = 無番地  = 公図訂正同意有り</p> <p>と注釈がある。</p>

	<p>これと同じ文書も和歌山県にも提出したと土地家屋調査士〇〇〇〇は平成 20 年末〇〇自宅で説明した。</p> <p>上記注釈の付いて土地所在図の開示。 (〇〇〇) (〇〇〇) (〇〇〇) (〇〇〇) (〇〇〇-〇) を〇囲みし、注釈した地図の開示。</p> <p>④当該同意願書添付訂正後の土地所在図で、地図訂正の目的土地所在位置の訂正を要する部分以外の訂正がされているがその箇所として、</p> <p>(ア) 広大な無番地の表示。 (イ) その東西に位置する二重行政財産の消滅と新たな里道の表示。 (ウ) 新たな無番地の表示。 (エ) 字界線の変更。 (オ) 〇〇〇番〇、〇〇〇番と二線行政財産を挟み表示される字東山〇〇〇〇-〇及び〇〇〇番と二線行政財産（国有地）、無番地の表示の範囲を示す線、字東山〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇表示等の根拠となる地図及び字限り図。 (ア)～(オ)について根拠を示す文書及び地図の開示。</p>
--	--